

【いじめ防止基本方針】

弟子屈町立川湯中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な姿勢

(いじめの定義)

「いじめ」とは本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(基本認識)

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるもの」

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ②いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ③いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ④関係者が一体となって取り組む必要がある。

(基本的な姿勢)

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒、教職員相互の温かな人間関係を築く。
- ③生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見、早期解決のために様々な手段を講じる。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめを未然に防ぐための取り組み

(1) 生徒に対して

- ①生徒一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりや学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ②いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、生徒会が企画し「いじめ予防教室」を実施する。
- ③「いじめ問題」に関する校長講話を全校朝会で言い、「学校としていじめは絶対に許されないこと」「いじめに気付いたときは、すぐに先生や周りの大人に知らせること」の大切さを伝える。

(2) 教職員に対して

- ①生徒の豊かな道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②わかる授業を行い、生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③「いじめ問題」に関する校内研修を年間計画に位置付け、「いじめ防止等」に関する教職員の資質向上を図る。

(3) 保護者・地域に対して

- ①生徒の変調に気付いた場合には、遠慮無く学校に相談することの大切さを周知すると共に、情報交流を密に行うよう努める。
- ②学校便り、学級懇談会、全体懇談会、PTA活動等を広く活用し、学校・家庭・地域の連携を深めることが「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決に大切なことを伝え、理解と協力を求める。

3 いじめの早期発見のために

- ①生徒と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、生徒を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ②様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせると共に、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等を実施して問題の早期解決を図る。
- ③いじめアンケートの年2回（5月、11月）実施、i-checkの実施、教育相談の実施を通して、いじめの発見のみならず困っていることや悩み等の相談を親身に行い、信頼関係を形成する。
- ④生徒及び保護者がいじめに係わる相談を気軽に行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
- ⑤ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

4 いじめの早期解決のために～いじめが発生した場合の対応

(1) 生徒への対応

- ①いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。また、いじめることがどれだけ相手を傷付け、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ②いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④**学校として特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的に適切な支援を行うとともに保護者や周囲の生徒に対する措置も含めて組織的に行う。**

(2) 学校組織としての対応

- ①学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が**情報を共有**し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②学校としての組織的な体制のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③状況によっては、校長の指示により、**学校いじめ対策委員会**を開き、敏速な対応を行う。

(3) 家庭及び外部機関との対応

- ①事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ②教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ②**犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。**

(4) いじめの解消について

- ①**「いじめに関わる行為が止んでいること」「その期間は3か月を目安とすること」「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」をもっていじめが解消されたとする。**
- ②**ただし、必要に応じて被害生徒と加害生徒の関係修復状況など、他の事情も考慮して判断する。**

5 いじめ問題へ対応するための組織等

①生徒指導交流会

- ・月1回、全教職員による生徒指導に関する情報交流を行い、問題傾向を有する生徒についての現状把握、指導状況、指導方法等の協議、確認を行う。

②学校いじめ対策委員会

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、必要に応じて委員会を開催する。委員会の組織構成は以下を基本とする。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、(SC)

③学校評価への位置付け

いじめ防止等の取り組みを客観的に把握するため、次の2点を学校評価(生徒、保護者、教員対象)の項目に加え、適正に評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 重大事態発生時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、弟子屈町教育委員会に速やかに報告する。

イ 弟子屈町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

期	月	「いじめ対策委員会」の取り組み	その他全教職員での取り組み
一学期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討	・生徒実態交流
	5月	・団活動を通じた集団づくりの取組	・いじめアンケートの実施(1回目)
	6月	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・教育相談の実施
	7月	・教育相談の取組内容、実施計画の検討	・生徒理解研修
二学期	8月	・1学期の反省及び2学期の取組内容検討	・1学期の生徒の様子についての情報交流
	9月	・2学期の取組についての見通し	・長期休業中の生徒の様子についての把握
	10月	・いじめ予防教室の計画	・適宜情報交流
	11月	・いじめ予防教室の準備、実施	・教育相談の実施
三学期	12月	・いじめアンケートの実施(2回目)	・いじめアンケートの実施(2回目)
	1月	・いじめ予防教室への協力	・いじめ予防教室への協力
定期的な取組	2月	・2学期の反省及び3学期の取組内容検討	・2学期の生徒の様子についての情報交流
	3月	・3学期の取組についての見通し	・長期休業中の生徒の様子についての把握
定期的な取組	4月	・年度反省と次年度の取組の検討	・3学期の生徒の様子についての情報交流
	5月	・毎月の職員会議での生徒指導交流	
		・生徒の生活状況のチェック	